

自転車の安全利用について



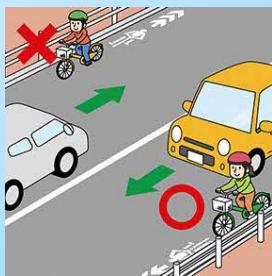
「自転車安全利用五則」の改訂

令和4年11月、中央交通安全対策会議交通対策本部において「自転車安全利用五則」が改訂されました。自転車も自動車と同じく車両の仲間です。思いやり、ゆずりあいの気持ちでルールを守り、安全に自転車を利用しましょう。

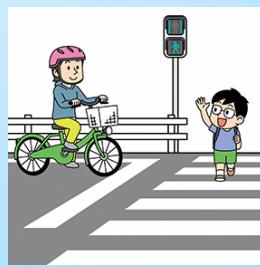
※岡山県自転車安全利用5則は廃止しました。

【自転車安全利用五則】

1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



2 交差点では信号と一時停止を守って、
安全確認



3 夜間はライトを点灯



4 飲酒運転は禁止



5 ヘルメットを着用



自転車もヘルメットをかぶりましょう～非着用時の致死率は着用時の約2.2倍!!

自転車が関係する人身事故では、**自転車利用者の多くが頭部を負傷**しており、**ヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比べて約2.2倍(※)**も高くなっています。



また、**令和5年4月1日**からは改正道路交通法(令和4年4月27日公布)が施行され、
自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務に！

※ 平成29年～令和3年合計(警察庁資料)

万が一の事故から身を守るためにも、自転車に乗るときにはヘルメットをかぶりましょう。



【参考：自転車の乗車用ヘルメットに関する規定】～改正後の道路交通法第63条の11

- 自転車の運転者は、乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならない。
- 自転車の運転者は、他人を当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。
- 児童又は幼児を保護する責任のある者は、児童又は幼児が自転車を運転するときは、当該児童又は幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならない。

自転車に 乗るなら必ず ヘルメット

岡山県・岡山県交通安全対策協議会



自転車も保険加入を!!



自転車保険はどれくらいの方が入っているの？

岡山県では、県民満足度調査の同時調査において、「自転車損害賠償責任保険(共済)」の加入に関するアンケートをした結果、自転車利用者(月に数回以上自転車を利用している方)の加入率は**54.8%**でした。

また、保険に加入していない方のうち約4割が、「必要性を感じない」という理由ですが、果たして自転車に保険は不要なのでしょうか…



どうして自転車も保険に入る必要があるの？

自転車は交通事故の被害者になるばかりでなく、相手方が自転車や歩行者である場合、加害者になってしまいます。

また、自転車事故で相手方に重大なけがを負わせたことにより、**裁判で1億円近い賠償を命じられたケース**もあります。

交通ルールを守り自転車を安全に利用することはもちろん、交通事故に備えて、**自転車損害賠償責任保険(共済)**に加入することが必要です。

岡山市では、令和3年4月、「岡山市自転車の安全で適正な利用を促進するための条例」が施行され、自転車を利用する方は、自転車損害賠償責任保険(共済)への加入が義務付けられています。

どんな自転車保険があるの？

自転車対象の保険等としては、次のようなものが考えられます。

【例】

- 自転車向けの保険(共済)
- 自動車・火災・傷害保険(共済)等に付帯する個人賠償責任補償特約等
- クレジットカードに付帯する個人賠償責任補償
- 会社等の団体構成員向けの保険や、PTA・学校が窓口となる保険
- 自転車の車両に付帯したTSマーク保険(点検基準日から1年間) 等

※ すでに加入している保険が自転車の加害事故を補償の対象としているかどうかわからない場合は、保険証券を用意してご契約の保険会社等にお問い合わせください。

自転車に 乗るなら必ず ヘルメット

岡山県・岡山県交通安全対策協議会